



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:大形(おかた)

毎月勤労統計調査からみる労働時間と賃金について

今回のあおぞらレターは、厚生労働省より発表された「毎月勤労統計調査（平成27年分結果速報）」から、平成27年の労働時間と賃金、労働時間と賃金の傾向から見える背景等についてお伝えいたします。

「毎月勤労統計調査（平成27年分結果速報）」より データ出所：厚生労働省

●賃金 / 現金給与額の推移

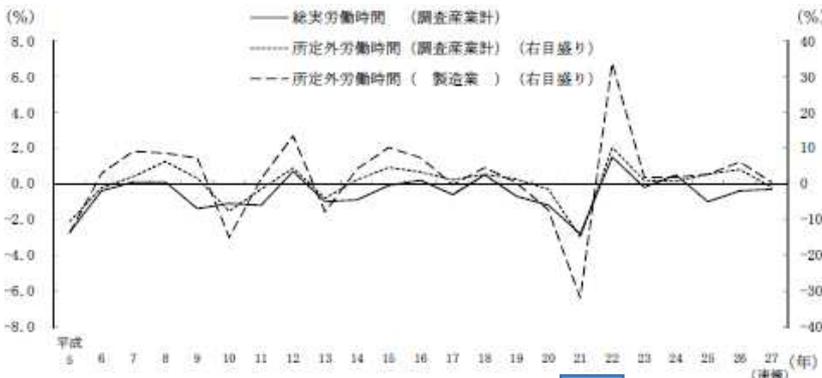
項目	月間	前年比
所定内給与	239,712 円	0.3%
所定外給与	19,586 円	0.4%
きまって支給する給与	259,298 円	0.2%
特別に支払われた給与	54,558 円	-0.8%
現金給与総額	313,856 円	0.1%

注：調査産業計、事業所規模5人以上、平成27年確報

◆平成27年の賃金は、所定内給与が前年比0.3%増、所定外給与が前年比0.4%増となり、平均月間現金給与総額は、前年比0.1%増の313,856円となりました。
※金額は全て名目賃金



●労働時間 / 実労働時間の推移



◆平成27年の一人平均月間総実労働時間は、前年比0.3%減の144.5時間となりました。内訳は、所定内労働時間が0.3%減の133.5時間、所定外労働時間が1.0%減の11.0時間となっています。

●昨年の統計では、前年に比べ、所定内労働時間、所定外労働時間が減少している一方、所定内給与と所定外給与が共に、増加しています。

●背景には、最低賃金の上昇や社会全体としての労働力不足などの影響を受け、時間単価が上昇していることがうかがえます。そして、今後も時間単価の上昇が予想されます。企業としては、全体の労働時間を削減しつつ、より良い人材を確保していくために賃金上昇に対応すると共に、より一層の企業努力が必要になることと思われます。



●平成28年3月より協会けんぽの保険料率がかわります。

●平成28年3月からの各都道府県の健康保険料額は下記 URL をご参照ください。
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h28/h28ryougakuhyou>



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277